

## 那覇地方裁判所委員会（第9回）議事概要

1 日時 平成19年10月22日（月）午後2時00分から午後5時00分まで

2 場所 那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

（委員）

赤嶺真也，浦田啓一，伊仲誠保，稲田隆司，稲福政賢，金城初美，金城 仁，小林正明（委員長），島袋鉄男，吉井広幸

（裁判所）

植野清（事務局長），黒田修（刑事首席書記官）

（庶務）

河相秀達（総務課長），仲村俊一（総務課長補佐）

4 議事

（1）委員長選任，自己紹介

島袋委員長代理から打越前委員長の異動に伴い，新たな委員長を小林委員とすることが提案された。これに対して，特に意見が出ず，小林委員が委員長となることが了承された。

（2）那覇地裁における裁判員制度に向けた行動計画を説明

刑事首席書記官が検証のための模擬選任・模擬評議・模擬裁判の手続を説明  
総務課長からミニフォーラムを中心とする広報活動の取組状況を説明

（3）裁判員制度の説明

（4）意見交換会

意見交換結果要旨（ 委員長， 委員， 裁判所）

テーマ【裁判員制度】

・期間の問題

裁判という時間がかかるというイメージがあったが，本当に3日間で行うことができるのか。

従来，裁判の期日はプロ同士が行うこともあり1か月ごとに指定されることが多く，これが審理期間の長期化の主要因となっていた。もっとも，刑事事件に限れば何年も続くという事件は非常に少なかった。

裁判員制度を控え，公判前整理手続が導入された。公判前整理手続により，事前に争点が整理され，取り調べるべき証拠も厳選されるようになる。裁判員の対象事件については，必ずこの手続を経ることになるので，大部分の事件は，3日程度で終わらせられる見込みである。

全国的に公判前整理手続は，順調に定着しつつあると思っている。那覇では裁判員対象事件すべてで実施している。

裁判員制度が定着するかどうかは，対象の大半を占めることとなる自白事件で，

本当に2～3日で終了させることができるのかということにかかっていると思う。

公判前整理手続や連日開廷は弁護士にとってもスケジュール的に厳しいものがある。公判前整理手続により証拠開示が従前に比べて緩やかに認められるようになったと思う。

- ・OA機器

DVDを視聴すると、手元にモニターがあったりしたが、実際に導入されることになるのか。

那覇地裁では施行直前に裁判員用法廷の改修がされることになっているが、OA機器は日々新しくなっており、最新のものが導入されることになると思う。

- ・報復のおそれ

裁判員になったことで被告人や関係者から報復されるおそれはないのか。

フォーラム等でも同様の質問を受けるが、絶対安全ですよというのはかえって無責任な回答になるので、そうは言えないが、罰則規定が定められ、裁判員を特定するような情報は公開しないことになっている上、例外的になるとは思われるが、報復の可能性がかなり高いと判断される事件については、裁判員対象事件からはずし裁判官だけで行うこともあるなど、様々な方策が設けられている。

なお、刑事事件を担当している裁判官が被告人や関係者から報復を受けたという話は聞いたことがない。

一般的に不安であることは理解できる。今までの刑事事件でも証人となる人で危害を受ける可能性があればケアをしてきたし、現実には証人が報復を受けたという例もあまり聞いたことがない。

報復をすると罪が重くなることはわかっている被告人がほとんどであるから、報復ということは言うほど心配しなくてよいのではないかと思う。

法曹関係者の間では、分別が付かない少年の方が何をするかわからないので動静に注意するようにと言われている。

- ・少年

逆送された少年も裁判員の対象事件となるのか。何らかの配慮はされるのか。

少年だから特別の配慮を要するという規定はない。より丁寧にわかりやすく説明するという程度だと思う。

・予定日数の延長

公判開始後に新たに証人を調べる必要が生じ、予定していた日数を延長する必要が生じることもあるのではないか。

公判前整理手続を経たものについては、新たな証拠請求をするのにはやむを得ない理由が必要とされているので、そのようなことはほとんどないと思われる。

・広報活動

広報活動をされているようだが、新聞等に裁判員制度の記事が載っても一般市民には身近に感じられないのではないかと思う。

ミニフォーラムを県内各地で行っているとのことであるが、集客も少ないようである。この段階では、仕事をしている人たちをどう参加させるかというのが課題であり、それを理解させるには会社のトップへの理解が不可欠ではないかと思う。いざ、裁判員制度が始まってからあたふたするのではないかという懸念がある。経営者の団体というのは数多くあり、ほとんどの団体が毎月理事会を開いている。そこへ出かけて30分でも時間をもらい説明するのが効果的ではないか。経営者協会へ協力依頼をしたとのことであるが、同協会は県内でも大手の企業が参加しており、中小企業の割合が高いとされる沖縄県ではもっと他の団体へも目を向ける必要があるのではないか。

主婦層をターゲットにしたものに記事を掲載することも必要であろう。

最高裁判所制作のDVDもフォーラム参加者から好評のようなのでこれをもっと利用する方法を考えてみても良いのではないか。

裁判所としては、経営者への周知も大事だが、総務や人事担当者等に対する説明も必要だと考えて企業等へ出かけるときはその辺も考えて広報活動を行っている。

言葉で裁判員制度を説明をするよりはDVDでビジュアルの方が理解が早いと思うので、活用方法を色々考えているところである。

DVDが30分程度に収まれば大きい企業や役所はお昼休みなどに利用できるのではないか。

ダイジェスト版や短時間の説明用ビデオができないかを機会をとらえて上申したいと考えている。

税務署等も積極的に広報活動を行っているようなので、他の企業等も参考に広報活動を行っても良いのではないか。

・ 模擬手続

模擬手続のために企業や一般の方から名簿を提出してもらったとのことであるが、これだと裁判員制度へ理解を示した人のみを対象にすることになるのではないか。まったくの不特定多数の人を対象にして模擬の手続を行う必要があるのではないか。

不特定多数の一般の方に裁判所から呼び出しの通知を送付すると混乱を引き起こす可能性が高いので、現段階では困難である。

候補者名簿へ登載されている人から事件ごとに裁判員を選出する模擬手続であることを前提とすると、法令に根拠がないから登載者の協力が必要になる。まったくの不特定多数の人を対象にした模擬の手続は難しい。企業への協力依頼文書は今配布したとおりであり、個人情報の取扱いにもかなり配慮して候補者名簿への登載を了解してもらっている。

この名簿というのは、いつまでエントリーできるのか。今からでも間に合うのであれば学生へも呼び掛けたいと思う。このようなものにエントリーするだけでも関心を持つことにつながると思う。

名簿登載についてはもう少し人数を増やしたいと考えているので、可能であれば名簿登載して頂きたい。現在の名簿を利用して今年の11月と来年3月頃に数日間を要する模擬裁判を実施し、できればあと1回実施したい。それ以外にも模擬選任・模擬評議を随時実施していきたいと考えている。ただし、来夏には本番用の名簿作成事務が始まるので、それまでしか利用できないことから、募集は年度内までということになる。

5 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成20年5月19日(月) 13時30分

(2) 協議テーマ

「裁判員制度」についての意見交換会